



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ロ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 加 津 好 夫
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 7 4 8)
(URL <http://www.holon-ltd.co.jp/>)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 部 長 川 崎 成 二
電 話 0 3 (3 3 4 1) 6 4 3 1 (代 表)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）および関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- （1）株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 16 条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】を新設するものであります。
- （2）会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 23 条【取締役会の決議方法】に第 2 項を新設するものであります。
- （3）取締役および監査役が期待される職務を適切に行えるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる規定を定めるとともに、社外取締役、社外監査役および会計監査人の責任を限定する契約を締結できる規定を新設するものであります。（変更案第 26 条、第 35 条、第 38 条）

なお、変更案第 26 条については、各監査役の同意を得ております。

- （4）上記のほか、会社法に基づく株式会社としての必要な規定の加除、修正など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>【商号】 第 1 条 当社は、株式会社ホロンと称し、英文では HOLON CO., LTD. と表示する。</p> <p>【目的】 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 半導体関連機器の開発、製造及び販売並びに輸出入業務2. 生体工学（バイオテクノロジー）に基づく製品の開発、製造及び販売並びに輸出入業務3. 電子光学機器及び分析機器の開発、製造及び販売並びに輸出入業務4. 前各号に伴う情報サービス業及びコンサルタント業務5. 前各号に付帯する一切の業務	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>【商号】 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>【目的】 第 2 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【公告の方法】 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>【発行する株式の総数】 第5条 当社の発行する株式の総数は、102,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【自己株式の取得】 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>【基準日】 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録された<u>議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>【名義書換代理人】 第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規程】 第9条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、端株の買取り、届出の受理そ</p>	<p>【本店の所在地】 第3条 (現行どおり)</p> <p>【機関】 第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>【公告方法】 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>【発行可能株式総数】 第6条 当社の発行可能株式総数は、102,000株とする。</p> <p>【株券の発行】 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>【自己の株式の取得】 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>【株主名簿管理人】 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>【株式取扱規程】 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>【端株主の権利】 第10条 端株主は、利益配当金及び中間配当金を受ける権利、株式転換請求権、並びに新株、新株予約権、新株予約権付社債を引き受ける権利を有する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>【株主総会の招集】 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は本店所在地又は埼玉県所沢市若しくはこれらに隣接する地においてこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【招集権者及び議長】 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>【決議の方法】 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>【議決権の代理行使】 第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>【議事録】 第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>【株主総会の招集】 第11条 (現行どおり)</p> <p>【定時株主総会の基準日】 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>【招集権者及び議長】 第13条 (現行どおり)</p> <p>【決議の方法】 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主含む。以下同じ)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>【議決権の代理行使】 第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>【員 数】 第 16 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>【選任方法】 第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議で行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>【任 期】 第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】 第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>【代表取締役及び役付取締役】 第 20 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第 21 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>【取締役会の決議方法】 第 22 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u> (新 設)</p> <p>【取締役会の議事録】 第 23 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>【員 数】 第 17 条 (現行どおり)</p> <p>【選任方法】 第 18 条 (現行どおり) 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. (現行どおり)</p> <p>【任 期】 第 19 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【取締役会の招集権者及び議長】 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. (現行どおり)</p> <p>【代表取締役及び役付取締役】 第 21 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>【取締役会の招集通知】 第 22 条 (現行どおり) 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>【取締役会の決議方法】 第 23 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【取締役会規程】 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>【報酬】 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>【員 数】 第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>【選任方法】 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議で行う。</p> <p>【任 期】 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>【常勤の監査役】 第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>【監査役会の招集通知】 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>【監査役会の決議方法】 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>【監査役会の議事録】 第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結</p>	<p>【取締役会規程】 第24条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】 第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 第26条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>【員 数】 第27条 (現行どおり)</p> <p>【選任方法】 第28条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>【任 期】 第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【常勤の監査役】 第30条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>【監査役会の招集通知】 第31条 (現行どおり) 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>【監査役会の決議方法】 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p> <p>【監査役会規程】 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>【報 酬】 第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p>	<p>【監査役会規程】 第33条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】 第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>【監査役の責任免除】 第35条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>【選任方法】 第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>【任 期】 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>【会計監査人の責任免除】 第38条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第7章 計 算</p>
<p>【営業年度及び決算期】 第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>【利益配当金】 第36条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p>	<p>【事業年度】 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>【剰余金の配当の基準日】 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【中間配当】 第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>【配当金の除斥期間】 第38条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>【中間配当】 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>【配当の除斥期間】 第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

3.日 程

変更予定日

平成18年6月28日

以上